



北海道自転車条例

が制定されました(平成30年4月1日施行)

北海道自転車条例のポイント

サイクルツーリズムの推進

冷涼で爽やかな気候、素晴らしい景観、交通量が少なく幅の広い道路環境など、サイクルツーリズムの適地として高いポテンシャルを有する北海道の特性や魅力を生かし、観光客が自転車で観光しやすい環境づくりや情報発信などを進めます。



乗車用ヘルメットの着用

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます。
- 事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨しましょう。



自転車損害賠償保険等への加入

- 万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 自転車貸付業者等の自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。(平成30年10月1日～)



夜間はライトを点灯し、自転車の側面には反射器材を付けましょう

- 薄暗くなってきたら、早めにライトを点灯し、自らの安全確保に努めましょう。
- 自転車の前部にライトを装着するだけでなく側面にも反射器材をとりつけましょう。



自動車等運転者は思いやりのある運転を心がけましょう

- 自動車ドライバーは、自転車を追い越す際には自転車との安全な間隔を確保しましょう。



交通ルール・マナーの向上

自転車は**車両**です。ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。



車道の左側を走りましょう



自転車は車道が原則、歩道は例外



信号や標識を守りましょう



交差点での一時停止と安全確認



危険な「ながら運転」はやめましょう

詳しくは、**北海道のホームページ**を！

お問い合わせ

北海道 総合政策部 地域創生局 地域戦略課

北海道 自転車条例

検索

TEL:011-204-5148 FAX:011-232-2743

